

第 2 期寒川町子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて（案）

1. 計画の概要

第 2 期寒川町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、町の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期」などについて定めており、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の期間としている。

2. 見直しにあたり考慮すべき要素と考え方

（1）計画見直しの考え方（令和 4 年 3 月 18 日付け国事務連絡）

① 計画値と実績値との乖離状況

支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと比べて 10%以上乖離している場合は、原則として見直しが必要（国基本指針）。

② 新型コロナウイルス感染症等の影響

平常時の実績や今後の利用ニーズの想定が困難であって、見直しが必要か判断できない場合、必ずしも令和 4 年度に見直しを行う必要はない。

⇒ 子育て支援センターやファミリーサポートセンター、一時預かり等いくつかの事業は±10%以上の乖離を示しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した実績や利用ニーズの分析・想定が困難である。

他方、「寒川さくら幼稚園認定こども園化」と「令和 5 年度小規模保育施設開所予定」に伴う確保提供量の増が明らかであることから、これに関連した数値を修正し、その他の数値についての見直しは今回行わない。

（2）国の基本指針の改定（令和 3 年 12 月 27 日付け告示）

計画に定めるよう努める任意記載事項として「在宅で子育てを行う家庭等への効果的な支援を行うために、地域子ども・子育て支援事業を実施する関係機関相互の連携の推進に関する事項」が追加されている（子ども・子育て支援法第 61 条第 3 項第 4 号の追加、令和 3 年 5 月 28 日改正、令和 4 年 4 月 1 日施行）。

⇒ 法改正の趣旨を踏まえ「任意記載事項」を追加する。

(3) 町人口ビジョンの改定（令和3年3月改定）

見直し対象期間である令和4年から令和6年までの3年分の、各施策に応じた年齢層における対前年変動率を、策定時の人口ビジョン（H28.3月）と改定後の人口ビジョン（R3.3月）とで比較すると、約98～99%（改定後変動率／策定時変動率）という結果。

⇒ 人口ビジョン改定に伴う影響は、今回の改定では考慮しない。

(4) その他の要素

① 法令の制定・改正に伴う必要な事業・体制の検討の必要性

本年6月の「こども家庭庁設置法」「同法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」の制定（令和5年4月1日施行）、及びこども家庭センター設置や児童虐待防止対策の強化を主体とした「児童福祉法」の改正（令和6年4月1日施行）を踏まえ、町として実施するべき事業や体制をよく検討する必要がある。

② 第3期計画策定作業との関係

令和7年度～11年度を計画期間とする次期計画は、令和5年度にニーズ調査、令和6年度に検討作業を行い、令和7年3月末までに策定予定。

⇒ 「こども家庭庁設置法」等の施行は、国の体制変更が主体だが、こども施策を総合的に推進するという目的を踏まえ、町の取り組みを精査する必要がある。

「改正児童福祉法」の施行は、児童虐待防止対策の強化が柱。町の現状として、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を担っているため、今回求められている両機能を合わせた「こども家庭センター」については設置済。

しかし、その体制としてはまだ弱く、職員体制も決して十分とは言えないため、改正児童福祉法施行に向けては、法改正の趣旨に対して求められる事業や体制の精査が必要であることから、令和5年度から始まる第3期計画の策定作業と並行して、令和6年度の事業・人員の検討や予算対応等を進めることが効率的。

3. 見直しの方向性

今回の見直しは、「さくら幼稚園認定こども園化」「小規模保育開所予定」に伴う数値変更及び国の基本指針改定に伴う任意記載事項の追加を主体とし、その他の見直しは、新型コロナウイルス感染症の影響で分析・想定が難しいことから行わず、第3期計画策定時に、国の「こども家庭庁設置法等」「改正児童福祉法」施行に伴う町の対応と併せて盛り込むこととする。

4. 見直しのスケジュール

時 期	内 容
8月下旬～9月上旬	子ども・子育て会議（第1回）書面会議 見直しの考え方・方向性・スケジュール等の審議
9月下旬	子ども・子育て会議（第2回） 見直し案の審議
10月4日（火）	見直し案及びパブコメ案の庁議付議
10月下旬～11月下旬	パブコメ実施
12月中旬	パブコメ結果・見直し最終案庁議付議
12月下旬	子ども・子育て会議（第3回） パブコメ結果・見直し最終案の審議
1月中旬以降	県との法定協議（県回答は3月予定）

※年度末までに見直し確定の予定

<参考>

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における計画値と実績値の乖離状況

	令和2年度	3年度	
・幼稚園	<u>△16.7%</u>	<u>△18.7%</u>	
・認可保育所	△ 0.2%	△ 0.2%	
・認定こども園	+ 7.0%	+ 9.0%	(幼稚園部分)
	△ 4.0%	△ 6.0%	(保育所部分)
・小規模保育事業	<u>△10.5%</u>	<u>△15.8%</u>	
・家庭的保育事業	0.0%	0.0%	(乖離なし)
・地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)			
	<u>△71.1%</u>	<u>△60.8%</u>	
・妊婦健康診査	△ 3.7%	△ 8.0%	
・乳児家庭全戸訪問事業	△ 3.0%	△ 5.5%	
・養育支援訪問事業	<u>+53.8%</u>	<u>+92.9%</u>	
・ファミリーサポートセンター (就学児のみ)			
	△ 1.5%	<u>△19.1%</u>	
・一時預かり事業 (幼稚園型)	△ 2.0%	<u>+42.2%</u>	
・一時預かり事業 (幼稚園型以外)	<u>+18.4%</u>	<u>+75.2%</u>	
ファミリーサポートセンター (未就園児)		<u>+106.2%</u>	<u>+187.8%</u>
一時保育事業		<u>△78.3%</u>	<u>△47.0%</u>
・延長保育事業	△ 6.3%	+ 0.6%	
・放課後児童クラブ	<u>△20.7%</u>	<u>△15.7%</u>	

2. 町人口ビジョンの対前年変動率の比較

	令和4年度	5年度	6年度	
・未就学児 (0～5歳)				
①平成28年3月	99.6%	99.7%	99.8%	
②令和3年3月	97.0%	98.1%	97.8%	
②/①	97.4%	98.4%	98.1%	平均98%
・就学児童 (6～11歳)				
①平成28年3月	101.7%	101.0%	101.3%	
②令和3年3月	99.9%	98.6%	99.1%	
②/①	98.2%	97.6%	97.8%	平均98%
・児童全体 (0～18歳)				
①平成28年3月	99.9%	99.6%	99.2%	
②令和3年3月	98.7%	98.8%	98.5%	
②/①	98.8%	99.2%	99.3%	平均99%